PILS Co., Ltd	六十九・一一%
DG BEND	六十九・一一%
SUNGJIN BEND	六十九・一一%
NAMSUNG SANUP	六十九・一一%
WONNAM BEND	六十九・一一%
GUKYONG SANUP	六十九・一一%
YOUNGSHIN BEND	六十九・一一%
ILSUNG BEND	六十九・一一%
JONGHWA BEND	六十九・一一%
KUM KANG INDUSTRIAL Co., Ltd.	六十九・一一%
SHK Co., Ltd.	六十九・一一%
その他の者	六十九・一一%

別表2

供給者	税率
営口遼河機械管件有限公司（Yingkou Liaohe Machinery & Pipe fittings Co., Ltd.）	五十七・三三%
営口市北方管件有限公司（Yingkou North Pipe Fittings Co., Ltd.）	五十七・三三%
営口宝唯管件有限公司（BNV Piping Products Co., Ltd.）	五十七・三三%
河北圣天管件集団有限公司（Hebei Shengtian Pipe-Fitting Group Co., Ltd.）	五十七・三三%
河北渤海管道设备集団有限公司（Hebei Bohai Pipe Fitting Group Co., Ltd.）	五十七・三三%
APCO PIPE FITTINGS Co.,Ltd	五十七・三三%
江阴中南重工股份有限公司（Jiangyin ZhongNan Heavy Industry Holdings Co., Ltd）	五十七・三三%
その他の者	五十七・三三%

○文部科学省告示第百八十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二十九条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第七十三号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。なお、平成二十七年文部科学省告示第六十五号（平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年十二月二十七日

文部科学大臣　林　芳正

第１　総則

平成30年４月１日から平成31年３月31日まで（以下「平成30年度」という。）及び平成31年４月１日から平成32年３月31日まで（以下「平成31年度」という。）小学部並びに平成30年度，平成31年度及び平成32年４月１日から平成33年３月31日まで（以下「平成32年度」という。）中学部の教育課程の編成に当たっては，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）（以下「現行小学部・中学部学習指導要領」という。）第１章の規定にかかわらず，次のとおりとする。

１　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

(1) 平成30年度及び平成31年度の教育課程の編成に当たっては，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）第１章の規定（第４節の１(3)イを除く。）によるものとする。

(2) 各学年における授業時数及び総授業時数は，学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第29号）による改正後の学校教育法施行規則附則の一部を改正する省令（以下「新令」という。）附則第２項及び附則別表第１の規定に準ずるものとする。

２　知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の特例

(1) 平成30年度及び平成31年度の教育課程の編成に当たっては，新小学部・中学部学習指導要領第１章の規定（第４節の１(3)イを除く。）によるものとする。

(2) 各学年における総授業時数及び授業時数は，新令附則別表第１の規定に準ずるものとする。ただし，第４の(2)，平成30年度及び平成31年度に知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において外国語活動を加えて教育課程を編成する場合には，外国語活動の授業時数については，児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて，同表に定める授業時数より減じることができる。